

# 財務諸表論基本演習

改訂版

横浜市立大学教授

日本大学教授

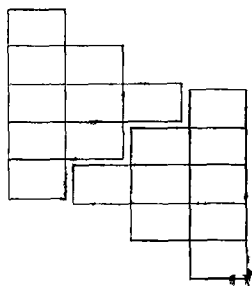
宇南山英夫  
山本 繁

中央経済社

# 財務諸表論基本演習

《改訂版》

横浜市立大学教授 宇南山英夫 著  
日本大学教授 山本 繁



中央経済社

## ＜著者紹介＞

うなやまひでお  
宇南山英夫

現職：横浜市立大学教授（商学部）  
昭和49年～53年公認会計士第二次試験委員  
昭和55年税理士試験委員  
主な著書：新企業会計原則精解（中央経済社）  
財務会計の原理（税務経理協会）  
現代財務諸表論（評論社）

やまもと  
山本

しげる  
繁

現職：日本大学教授（商学部）  
主な著書：現代簿記（同文館）  
現代会計（同文館）  
会計学の研究（泉文堂）

## 財務諸表論基本演習＜改訂版＞

昭和56年3月25日 第1版発行  
昭和58年3月25日 改訂版発行

著者 宇南山英夫  
山本 繁

発行者 渡辺 正一

発行所 (株) 中央経済社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話・(293) 3371 (編集部)

(293) 3381 (営業部)

振替口座・東京0-8432

印刷／第一印刷

製本／誠製本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

ISBN4-481-13491-7 C2034

## まえがき

財務諸表は、いうまでもなく、企業の利害関係者に対してその経済的意思決定に役立つ有用な会計情報を提供するために作成される。財務諸表が有用な会計情報たりうるためには、一定の原理・原則に従って作成されるとともに、理解可能なものとして作成されなければならない。したがって、財務諸表を十分理解し、経済的意思決定に役立てるためには、財務諸表を作成する側においても、また財務諸表を利用する側においても、財務諸表の作成表示に関する基礎理論をまず十二分に理解しておく必要がある。

本書は、このような観点から、財務諸表に関する基礎理論を体系的・総合的に習得しうることを意図して書かれたものである。したがって、本書の編集にあたっては、次の点に留意した。

1. 本書は、演習形式により、まず財務諸表の基礎理論に関する基本的な問題を掲げ、次に解答にあたって留意すべき点を解答のポイントとして示し、次いで模範解答を示すことによって、基礎理論の体系的理解に役立つように配慮した。
2. 問題の選択にあたっては、財務諸表論の体系的・総合的理解を可能ならしめるよう重要な基本的事項に関するオリジナルな問題を作成して掲げるように考慮した。
3. 財務諸表作成に関する総合的問題を掲げ、財務諸表に関する基礎理論を十分に理解した上で財務諸表の作成が体系的・的確に可能となるよう配慮した。
4. 各章末に演習問題を掲げるとともに、解答にあたって留意すべき点を解答のヒントとして掲げ、解答にあたってその体系的答案の作成をなしうるように考慮した。
5. 演習問題の選択にあたっては、原則として、公認会計士二次試験・税理

## 2 ま え が き

士試験などの国家試験において過去に出題されたもののなかから、当該問題に関連した最も適当な代表的問題を選び、その解答を通じて財務諸表論に対する基礎的理解と総合的判断が養成されるよう配慮した。

このようにして、本書が、財務諸表論を初めて学ぼうとする人々にとって、また財務諸表論の学習者にしてその体系的整理と総合的理解を志す人々にとっても、さらに、各種国家試験の受験者にとっても、財務諸表論の基礎的理解に役立つものとなるならば、筆者の望外の喜びとするところである。

本書の出版は、中央経済社の編集部のお勧めによるものであるが、刊行にあたっては長田光雄氏にとりわけいろいろとお世話になった。ここに心から御礼申し上げる次第である。

昭和56年 2 月

宇南山 英 夫  
山 本 繁

---

## 改 訂 版 の 序

昭和56年 6 月に商法が「会社の計算・開示制度」を中心に改正された。これにともない、昭和57年 4 月に「計算書類規則」の改正および「企業会計原則」の修正、同年 9 月に「財務諸表規則」の改正が相次いで行われた。ここに、会計諸則の改正・修正が、ようやく「一応」の落ち着きをみた。これを機会に、本書に対しても「新しい」会計諸則にもとづいて修正・加筆を行い、本書の改訂版を刊行することとした。旧版同様、財務諸表論の学習により一層のご活用を願うものである。

昭和58年 3 月

著 者

■ 会計関係優良図書

＝最新刊＝

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 解説 企業会計原則     | 黒澤 清 著           |
| *             |                  |
| 新会計学通論〔改訂版〕   | 太田哲三 共著<br>新井益太郎 |
| 会计学総論〔改訂版〕    | 青木茂男 著           |
| 最新財務諸表論〔改訂版〕  | 武田隆二 著           |
| 精説財務諸表論〔改訂版〕  | 若杉 明 著           |
| 現代財務会計〔増補改訂版〕 | 染谷 恭次郎 著         |
| 会 計 学         | 染谷 恭次郎 著         |
| 基礎会計学         | 阪本 安一 著          |
| 新版財務会計論       | 新井 清光 著          |
| 新財務諸表論〔最新版〕   | 井上 達雄 著          |
| 新講財務諸表論〔全訂版〕  | 阪本 安一 著          |
| 現代財務諸表論〔改訂版〕  | 會田 義雄 著          |
| 財務諸表通論〔改訂版〕   | 稲垣 富士男 著         |
| 財務諸表論の計算演習    | 藤原 欣一郎 著         |
| 財務諸表論の重点詳解    | 巖村 剛雄 著          |
| 財務諸表論の学び方・考え方 | 〈会計人コース別冊〉       |

会 計 法 規 集〔最新版〕

中央経済社編

（企業会計原則・同注解・商法計算書類規則並びに新財務諸表規則・  
同取扱要領・連結規則・同取扱要領・中間規則・同取扱要領・監査  
証明省令・同取扱通達等の最新改正を洩れなく完全収録。）

中央経済社

---

# 会計学基礎講座

全6巻

## ① 会計理論の基礎知識

青柳文司編著

- 1 総論 2. 機能論 3. 基準論 4. 公準論 5. 主体論 6. 責任論 7. 方法論 8. 学際論

## ② 財務会計の基礎知識

中村 忠編著

- 1 総説 2. 会計原則 3. 資産会計 4. 負債会計 5. 資本会計  
6 収益費用会計 7. 財務諸表 8. 連結財務諸表 9. 物価変動と財務報告

## ③ 企業会計法の基礎知識

新井清光編著

- 1 総説 2. 商法における会計規制 3. 証券取引法における会計規制  
4 税法における課税所得計算

## ④ 管理会計の基礎知識

岡本 清編著

- 1 管理会計の総説 2. 期間損益計算のための原価と利益概念 3. 経営計画のための原価と利益 4. 経営統制のための原価と利益 5. 長期経営計画 6. 企業予算 7. 予算編成の例示 8. 標準原価管理 9. 経営意思決定のための原価 10. 設備投資の意思決定 11. 事業部の業績測定等

## ⑤ 原価計算の基礎知識

津曲直躬編著  
宮本慶章

- 1 総説 2. 原価とはなにか 3. 原価計算の基礎手続 4. 原価の費目別計算 5. 原価の部門別計算 6. 総合原価計算 7. 個別原価計算 8 標準原価計算 9. 直接原価計算 10. 原価計算における問題点

## ⑥ 会計監査の基礎知識

高田正淳編著

- 1 総説 2. 利害関係者保護と監査目的 3. 監査の実施と報告 4. 各国の監査制度 5. 監査基準・準則の構成と内容 6. 一般基準 7. 実施基準 8. 個別財務諸表の監査手続 9. 連結財務諸表の監査手続 10 監査基準・準則 11. 中間財務諸表監査基準等

---

中央経済社

# 目 次

## Ⅰ 総 説

|             |   |
|-------------|---|
| 1-1 財務諸表の本質 | 1 |
| 1-2 財務諸表の体系 | 3 |
| ＜演習問題＞・8    |   |

## Ⅱ 企業会計の一般原則

|                   |    |
|-------------------|----|
| 2-1 会計原則の必要性      | 9  |
| 2-2 企業会計の一般原則     | 11 |
| 1. 真実性の原則         | 11 |
| 2. 正規の簿記の原則       | 14 |
| 3. 資本取引・損益取引区別の原則 | 18 |
| 4. 明瞭性の原則         | 21 |
| 5. 継続性の原則         | 25 |
| 6. 保守主義の原則        | 28 |
| 7. 単一性の原則         | 32 |
| ＜演習問題＞・34         |    |

## Ⅲ 損益計算書

|                |    |
|----------------|----|
| 3-1 損益計算書の本質   | 37 |
| 3-2 損益計算書の一般原則 | 39 |
| 1. 損益計算書の五原則   | 39 |

## 2 目 次

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 2.  | 発生主義の原則    | 42 |
| 3.  | 実現主義の原則    | 44 |
| 4.  | 費用収益対応の原則  | 48 |
| 5.  | 区分表示の原則    | 49 |
| 3-3 | 営業損益・営業外損益 | 54 |
| 3-4 | 特別損益       | 58 |
| 3-5 | 損益計算書の作成   | 59 |
| 3-6 | 利益処分計算書の作成 | 79 |

＜演習問題＞・85

## 4 貸借対照表

|      |             |     |
|------|-------------|-----|
| 4-1  | 貸借対照表の本質    | 89  |
| 4-2  | 貸借対照表の一般原則  | 91  |
| 1.   | 貸借対照表の四原則   | 91  |
| 2.   | 貸借対照表完全性の原則 | 94  |
| 3.   | 貸借対照表の適正表示  | 95  |
| 4.   | 貸借対照表評価の原則  | 99  |
| 4-3  | 当座資産        | 102 |
| 4-4  | 棚卸資産        | 104 |
| 4-5  | 有形固定資産      | 108 |
| 4-6  | 無形固定資産      | 115 |
| 4-7  | 投資その他の資産    | 117 |
| 4-8  | 繰延資産        | 122 |
| 4-9  | 負債          | 126 |
| 4-10 | 流動負債        | 129 |

|      |                         |     |
|------|-------------------------|-----|
| 4-11 | 固 定 負 債 .....           | 132 |
| 4-12 | 商法第 287 条ノ 2 の引当金 ..... | 134 |
| 4-13 | 資 本 金 .....             | 137 |
| 4-14 | 剰 余 金 .....             | 138 |
| 4-15 | 貸借対照表の作成 .....          | 142 |

＜演 習 問 題＞・160

## 5 本支店合併財務諸表

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 5-1 | 本支店合併会計 .....   | 173 |
| 5-2 | 合併財務諸表の作成 ..... | 177 |

## 6 連結財務諸表

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 6-1 | 一般原則および一般基準 ..... | 187 |
| 6-2 | 連結財務諸表の作成 .....   | 195 |

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 付 録 | ／企業会計原則 .....  | 204 |
|     | 企業会計原則注解 ..... | 212 |
|     | 商 法（抄） .....   | 221 |
|     | 商法計算書類規則 ..... | 231 |
| 索 引 | .....          | 241 |

# Ⅰ 総 説

## 1-1 財務諸表の本質

**問題 1** 近代会計における財務諸表の特質について説明しなさい。

【解答のポイント】近代会計における財務諸表は、企業の利害関係者に対しその経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供するために作成されるものであることが強調されなければならない点に着目すること。

**解答** 財務諸表とは、企業の利害関係者に対しその経済的意思決定に役立つ有用な情報を提供するために、企業が決算に当たって会計帳簿に基づいて作成する計算書類である。その特質をあげれば、次のとおりである。

### (1) 目的適合性

財務諸表が企業の利害関係者の経済的意思決定に役立つものであるためには、その目的に適合した適切な情報が提供されなければならないことはいうまでもない。したがって、このような目的適合性は財務会計情報の利用者の要求と意思決定過程とを考慮することを意味するから、その焦点は、情報の作成依

## 2 1 総 説

頼者または提供者の要求に対してではなく、情報利用者の要求に合わせられなければならない。

### (2) 中立・不偏性

今日、財務会計情報すなわち財務諸表の主たる利用者は、株主その他の一般投資家および債権者であり、したがって情報の公開明示は第一次的にはこれらの利害関係者に対して行われるものと考えられる。しかしながら、投資家および債権者にとって有用な情報は、その他の利用者にとっても有用であると一般に考えられている。したがって、一般目的の財務諸表の目的適合性を判断する場合には、特定の利用者の特定の要求に注意の焦点が合わせられるのではなく、利用者の共通の要求に合わせられるのである。

このような情報利用者の共通の要求に指向したものが、中立的な財務会計情報である。公表財務諸表は、基本的には不偏のものでなければならない。財務諸表の適正表示とその基本的中立性は、公表財務諸表に添付される企業と特別の利害関係をもたない会計監査人の監査報告書によって証明される。

### (3) 理解可能性

財務諸表が経済的意思決定に役立つ有用な情報であるためには、わかりやすいものでなければならないという理由で、理解可能性は重要である。すなわち、提示された資料とその表示方法が財務諸表の利用者にとって意味のあるものである場合にのみ、利用者はその情報を理解することができるのである。

### (4) 完全性

さらに、完全な財務会計情報とは、報告されるべき財務会計資料が、目的適合性・中立性・理解可能性のほか検証可能性・適時性および比較可能性という特質を合理的に充足させるような資料のすべてをふくんだものである。

以上のような特質を備えた財務会計情報を公開することによって財務諸表の信頼性が増大するのである。このような企業の財務諸表の信頼性を確保する責任は、企業の経営者にある。この責任は、企業の環境に適合した一般に認められた会計原則を適用し、有効な会計組織および内部統制制度を維持し、さらに

適正な財務諸表を作成することによって解除される。このような責任は、企業の経営者がその社会的責任を十分に認識することによってさらに強調されるであろう。

## 1-2 財務諸表の体系

**問題 2** わが国において制度上作成されるべき財務諸表にはどのようなものがあるか。

【解答のポイント】企業会計原則・財務諸表規則および商法において定められている財務諸表ないし計算書類について説明すること。

**解答** 財務諸表のうちもっとも重要で基本的なものは、経営成績を明らかにする損益計算書と、財政状態を明らかにする貸借対照表とであるが、しかし財務諸表はこの両者にかぎられるものではなく、企業の目的または必要に応じ、また法令その他の要求に従って、種々の財務表が作成される。

### (1) 企業会計原則および財務諸表規則上の財務諸表

企業会計原則に従って作成される財務諸表としては、損益計算書・貸借対照表・財務諸表附属明細表・利益処分計算書の四つがあげられている。財務諸表附属明細表は、損益計算書および貸借対照表上の重要な科目についての明細を報告するために作成される計算書類である。また、利益処分計算書は、株主総会において利益処分案が承認され確定されたときに、その処分方針に従って損益計算書の最後に表示される当期末処分利益の処分の過程を明らかにするために作成される。なお、財務諸表規則に定められた財務諸表の種類も大体これと同様であるが、ただ利益処分計算書を利益金処分計算書と呼んでおり、また当期末処分利益金でなく当期末処理損失金の存する場合には、当該損失金を填補

#### 4 1 総 説

するための処理を明らかにするために作成される計算書をとくに損失金処理計算書と呼んでいる。

#### (2) 商法上の財務諸表

商法は、株式会社において取締役が定時総会の7週間前に監査役に提出しなければならない計算書類として貸借対照表・損益計算書・営業報告書・準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案とこれら計算書類の附属明細書を作成すべきことを要求している(商法第281条)。このうち準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案は、いわゆる利益処分案であるが、わが国の実情では利益処分案が株主総会において否決されまた修正されることはほとんどで稀であり、したがって企業会計原則の財務諸表のうちの利益処分計算書と実質の内容はかわりない。また、計算書類附属明細書は財務諸表附属明細表に相当するといえよう。しかし、営業報告書は直接会計帳簿に基づいて作成される計算書類ではないから、会計上の財務諸表にはふくまれない。

#### (3) 連結財務諸表・中間財務諸表

なお、今日における企業の大規模化にともなう広範な利害関係者の存在に基づく企業情報公開の要請によって、とくに投資者保護に資することを目的とする証券取引法に基づく企業内容開示制度のいっそうの充実強化のための方策の一環として、昭和50年に連結財務諸表が制度化された。また昭和49年商法改正によって中間配当の制度が設けられ、これを契機として大部分の半年決算会社が1年決算に移行してきたことにかんがみ、半期報告書による企業内容の開示の充実の必要性が要請されるにいたり、昭和52年に中間財務諸表が制度化されるにいたった。

**問題 3** 近代会計における損益計算書と貸借対照表の関係を明らかにしなさい。

**【解答のポイント】**今日の企業会計は損益計算に重点がおかれており、したがって貸借対照表も正しい期間損益計算のための手

段として作成されるものであることに留意すること。

**【解答】 (1) 損益計算書の重要性**

損益計算書と貸借対照表とは、企業会計の結論として作成される財務諸表のうちもっとも基本的なものであり、両者は密接な関係を有している。損益計算書は、特定期間中の営業活動の経過と結果とを報告する計算書であり、貸借対照表は、特定日における企業の財政状態または地位を報告する計算書である。

以前においては、貸借対照表のほうがより重要な報告書と考えられ、株主その他外部に公表される報告書には、損益計算書は省略されるのが普通であったが、最近においては、損益計算書の重要性がしだいに強調されるにいたった。しかし、いずれの報告書も、ただそれだけで企業の経営成績または財政状態を完全に知ることはできず、両者が一体として示されてはじめて可能である。

**(2) 損益計算の手段としての貸借対照表**

損益計算書は、特定期間中の経営活動の結果として自己資本における変動（企業資産における変動）をとくに計算表示している貸借対照表における純損益の補助的説明をなす内訳明細表であると考えられることでもある。

しかし今日における一般的な見解は、貸借対照表上の資産を貨幣的資産と将来の経営活動に役立つ費用のプールとしての費用性資産とから成るものと考え、したがって貸借対照表を連続せる損益計算書の間の連結環をなすものと考えている。すなわち、企業の資本を構成する諸財貨および諸用役を調達するために支出した対価である原価は、過去の収益に割り当てられた部分と未割当部分とに分けられ、生産目的のために費消されて当期の収益に対応された原価部分が、費用として損益計算書に記載され、これに対し未費消部分に割り当てられ将来の経営活動のために合理的に利用しうる原価部分が、資産として貸借対照表上に記載されるのである。

かくして、貸借対照表にかかげられる資産はいわゆる「費用倉庫」ないし「繰延費用」にはかならず、それは原価配分（cost allocation）の結果、次期に

繰越されたものである。すなわち、この原価配分（費用配分）の原則は、いわゆる費用収益対応の原則により支配され、そこではまず、その年度の収益が確定され、ついでそれに対応する原価、すなわち費用が確定されて当該年度の純損益が決定され、かくしてその年度の費用に配分されない原価の未割当部分が次年度以降の費用に割り当てられ、資産として繰越されることとなるのであるから、原価の配分ということは、期間損益計算の上から、より重要な意味をもつものである。

このようにして、本質的には、損益計算書は、現在の実現した収益と現在の費用との対応であるが、これに対し貸借対照表は、すでに獲得された財貨または用役の原価のうちいまだ費消されざるもの、すなわち将来の費用たる資産と、この獲得した財貨または用役の生産的消費によって産出された新しい財貨または用役を外部に提供するに先だって、事前に対価を取得した場合の、将来なされなければならない財貨または用役の提供、すなわち、将来の給付たる負債との対応にほかならないと考えられる。

このように貸借対照表の主要部分は、未費消の財貨および用役と将来の給付とから成り、将来の損益計算書にほかならないのであり、それゆえ貸借対照表は、当期の損益計算書と次期以後の将来の損益計算書との間の連結環をなすものであることは明らかである。

### （３） 損益計算書と貸借対照表の相互関係

#### 1) 計算技術的關係

以上のように、費用と資産との区分の原則、および収益と負債との関係をみれば、損益計算書と貸借対照表との間に密接な相互関係が存することを知ることができる。

損益計算書は、一会計期間における資本の循環過程の原因と結果、すなわち資本の使用から生ずる費用の総額と、資本の回収から生ずる収益の総額を比較することによって、後者が前者を超過した金額を経営成績の表示としての当期純利益とするのに対して、貸借対照表は、期首における資本循環の出発点としての期首資本の有高と、期末におけるその到達点としての期末資本の有高とを

比較することによって、後者が前者を超過した金額を企業活動の成果たる当期純利益として総括的に表示するとともに、一定時点における企業の資産および負債の状態を報告するものである。

けだし貸借対照表は、資本の循環過程の一定の時点における表示であるが、資本の循環は種々の資産または負債の形態変化として現われるからである。しかも損益計算書上の純利益と、貸借対照表上の純利益とは、一致しなければならない。かかる純利益の二重表示は、今日の企業会計の特徴である。

## 2) 会計目的との関係

企業会計の主たる目的は、企業の経営活動にともなって生ずる企業資本の価値と形態における増減変化を記録計算し、一定期間における企業の成果、すなわち利潤を測定しかつ報告することであり、したがって企業会計の結果として作成される財務諸表の中心的役割は、企業の経営成績の報告であり、損益計算書も貸借対照表も、この共通の目的によって統一されていなければならない。

すなわち、損益計算書は、収益および費用を発生源泉別に比較対照し、その差額として純利益を決定表示することによって経営成績の報告に役立ち、貸借対照表は、資産・負債および資本の変動の結果を総括して、経営成績および財政状態の総合的報告に役立つのである。

## 3) 両表の重要性

以上によって明らかなように、損益計算書がしだいに重要視されるにつれて、貸借対照表の意義は相対的に減少し、連続せる二つの損益計算書の間をつなぐ連結環としての役目を果たすものと考えられるようになりつつある。しかしながら、このことは、貸借対照表が企業の財政状態を示すべきであるというそれ自体の重要な役目をもつものであることを否定するものではない。いずれにせよ、損益計算書と貸借対照表とは、企業会計の基本的技術として密接な関係にあることはいうまでもない。